

議案第 4 5 号

東京都板橋区立グリーンホール条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 4 年 6 月 3 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区立グリーンホール条例の一部を改正する条例
東京都板橋区立グリーンホール条例（昭和 4 4 年板橋区条例第 1 0 号）
の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

701 会議室	1,400 円	2,900 円	4,000 円	3,600 円	6,100 円	7,200 円
702 会議室	880 円	1,800 円	2,400 円	2,200 円	3,700 円	4,400 円
703 会議室	1,700 円	3,400 円	4,700 円	4,300 円	7,300 円	8,600 円

付 則

- 1 この条例は、板橋区規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（提案理由）

グリーンホールの施設に会議室を新設し、使用料を定める必要がある。